

沖縄戦没者の遺骨を早急に収集することを求める意見書

沖縄県糸満市摩文仁の平和祈念公園内にある「平和の礎」に刻まれた戦没者の氏名は241,632柱（令和3年6月現在）で、そのうち長野県出身者の氏名が1,376柱に刻銘されている。

日本軍司令部のあった首里城が放棄されたあと、激戦地となった南部では住民も巻き込まれて、軍人・住民を問わずおよそ20万人が亡くなっている。母親に抱かれた幼児の遺骨も発見されている。その後、激戦地の遺骨はまだ収集しきれていない。

戦後すぐ、激戦地で生き残った沖縄南部の住民が行政と一体となって遺骨を収集し「魂魄の塔」という石碑を建て、最終的には35,000柱が収められた。しかしながらまだ、「魂魄の塔」周辺の土砂には多くの遺骨が含まれている。

平成28年に施行された「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」では、戦没者の遺骨収集の推進に関し、国の責務を明らかにするとともに、戦没者の遺骨収集を計画的かつ効果的に推進するよう必要な措置を講じることを定めている。

そして、戦没者の遺骨収集にあたっては、昭和27年の政府の調査報告書に「心身ともに疲れ果てた住民はまず、廃墟の遺骨を拾ってそのあとに仮小屋を作り、雑草を抜きながら遺骨を拾って、そのあとに種を播いた」と記載されているように、遺骨に畏敬の気持ちとともに、遺族の心情を理解し早急な遺骨収集の推進が求められる。

よって、本市議会は、下記の事項が速やかに実現されることを強く要請する。

記

- 1 「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」に則り、戦没者の遺骨収集を迅速かつ早急に実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月17日

飯田市議会議長 井坪 隆

提出先 衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策担当大臣）
外務大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣
環境大臣
防衛大臣